

平成31年1月30日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（再公募）（公告）

国有財産事務分掌者

津地方裁判所長 多見谷 寿 郎

津地方家庭簡易裁判所合同庁舎外1庁において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

津地方家庭簡易裁判所合同庁舎外1庁における使用許可（自動販売機（清涼飲料水））の相手方の選定（再公募）

2 募集の趣旨

津地方家庭簡易裁判所合同庁舎外1庁において自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売させる前提で使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所及び台数（使用面積は設置する自動販売機及びゴミ箱の大きさにより変動する。）

(1) 津市中央3-1

ア 津地方家庭簡易裁判所合同庁舎A館1階 約2.97㎡ 1台

イ 同庁舎C館1階 約1.47㎡ 1台

(2) 三重県四日市市三栄町1-22

津地方家庭裁判所四日市支部四日市簡易裁判所庁舎1階 約4.95㎡ 2台

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水）を設置し販売する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成31年1月30日（水）から同年2月12日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

津地方裁判所事務局会計課管理係

〒514-8526 津市中央3-1

電話059-226-4173（ダイヤルイン）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送による交付を希望する場合は、事前に上記電話番号へ必要額を問い合わせた上で、返信用切手を貼付した封筒を上記交付場所へ送付する。）。

(2) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出期間

平成31年2月18日（月）から同年2月22日（金）までの午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

(1)のイと同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参，郵送又は託送による。なお，郵送又は託送の場合，簡易書留等配達記録が残るものとし，提出期限内必着とする。これら以外の方法による提出は認めない。

エ 提出部数 6部（原本1部，副本5部）

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書等の作成，提出に関する質問は，次の提出期限まで，書面にて受け付ける。ただし，手続及び企画提案書等の形式についての質問は，前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成31年2月12日（火）午後5時00分まで

ウ 提出場所 5の(1)のイと同じ

エ 提出方法 5の(2)のウと同じ

(2) 回答書は，平成31年2月15日（金）午後5時までに電子メール又はファクシミリにより送付する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として，次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人，法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所，提出期限又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領別添評価項目で定めた要件のうち1ないし3を全て満たした内容となっているかを審査し、全ての要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料（1㎡あたりの金額（年額））の提案が、津地方裁判所が定める使用料（1㎡あたりの金額（年額））の最低価格の制限以上で、最も金額の高い者を相手方として選定する。

実際の国有財産使用料は、提案された国有財産使用料（1㎡あたりの金額（年額））に使用許可をする使用面積数量を乗じた金額に消費税相当額（平成31年4月1日から9月30日までの使用料の100分の8に相当する額及び平成31年10月1日から翌年3月31日までの使用料の100分の10に相当する額）を加算した金額を、使用許可をする場所ごとに算出し、すべてを合算した金額となる。そのため、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料（1㎡あたりの金額（年額））の平成31年4月1日から9月30日までの使用料の108分の100に相当する額及び平成31年10月1日から翌年3月31日までの使用料の110分の100に相当する金額を合算した金額を提案書に記入すること。

なお、最高価格の入札を行った者が複数存在する場合には、最高価格の入札を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。おって、いずれの提案金額も津地方裁判所が定める使用料（1㎡あたりの金額（年額））の最低価格の制限に達しない場合は、使用料（1㎡あたりの金額（年額））の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、津地方裁判所から別途連絡する。

- (4) 再提案によっても津地方裁判所が定める使用料（1㎡あたりの金額（年額））の最低価格の制限に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に津地方裁判所が定める使用料（1㎡あたりの金額（年額））の最低価格の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。
- (5) (4)の手続によっても津地方裁判所が定める使用料（1㎡あたりの金額（年額））の最低価格の制限に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。
- 詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書及び入札書は返却しない。
- (3) 企画提案書及び入札書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。